



三重県公報

令和8年2月17日 (火)

第 694 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| (番号) | (題 名) | (担当) | (頁) |
|----------------|--|---------------------------------|-----|
| 規 則 | | | |
| 4 | 三重県証紙条例施行規則の一部を改正する規則 | (出 納 局) | 2 |
| 告 示 | | | |
| 91 | 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定 | (長 寿 介 護 課) | 2 |
| 92 | 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定 | (同) | 3 |
| 93 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定 | (障 が い 福 祉 課) | 3 |
| 94 | 農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示 | (農 林 水 産 財 務 課) | 3 |
| 95 | 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更 | (中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課) | 4 |
| 96 | 同件 | (同) | 8 |
| 97 | 同件 | (同) | 9 |
| 98 | 同件 | (同) | 9 |
| 99 | 都市計画事業の事業計画の変更認可 | (都 市 政 策 課) | 10 |
| 選 管 告 示 | | | |
| 18 | 公職選挙法第161条第1項第3号の施設の指定を取り消した旨の報告 | (選 挙 管 理 委 員 会) | 11 |
| 19 | 公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示 | (同) | 11 |
| 公 告 | | | |
| | 土地改良区の解散認可 | (農 地 調 整 課) | 12 |
| | 公共測量を実施する旨の通知 | (公 共 用 地 課) | 12 |
| | 公共測量が終了した旨の通知 | (同) | 12 |
| | 同件 | (同) | 12 |
| | 同件 | (同) | 13 |
| | 建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧 | (建 築 開 発 課) | 13 |
| | 同件 | (同) | 13 |

規 則

三重県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年二月十七日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四号

三重県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

三重県証紙条例施行規則（昭和四十四年三重県規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| 別表第一（第一条関係） | 別表第一（第一条関係） |
| 一～十六（略） | 一～十六（略） |
| 十七 三重県宅地開発事業の基準に関する条例を廃止する条例（令和七年三重県条例第三十二号）附則第二項の規定により、なお従前の例によることとされる廃止前の三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和四十七年三重県条例第四十一号）第六条第一項の規定による確認を受け、工事が施工されている宅地開発事業に係る同条例別表第二第二号及び第三号の項に規定する手数料 | 十七 三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和四十七年三重県条例第四十一号）第十五条に規定する手数料 |
| 十八～二十四（略） | 十八～二十四（略） |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第91号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定しました。

令和8年2月17日

三重県知事 一 見 勝 之

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者名 | 指 定 年 月 日 | サービ スの 種 類 |
|------------|-----------------------|----------------------------------|-----------------|-------------------|---------------|
| 2470303971 | 医心館 訪問介護ステーション 鈴鹿 | 三重県鈴鹿市末広東 5 番 21 号 | 株式会社アンビス | 令和 8 年 2 月 1 日 | 訪問介護 |
| 2470507019 | 訪問介護ステーションかなでの杜 | 三重県津市藤方 2138 番地 24 | 株式会社こころの杜 | 令和 8 年 2 月 1 日 | 訪問介護 |
| 2460390434 | 医心館 訪問看護ステーション 鈴鹿 | 三重県鈴鹿市末広東 5 番 21 号 | 株式会社アンビス | 令和 8 年 2 月 1 日 | 訪問看護 |
| 2460590686 | 訪問看護ステーション こころの杜 | 三重県津市藤方 2138 番地 24 | 株式会社こころの杜 | 令和 8 年 2 月 1 日 | 訪問看護 |
| 2460790393 | 訪問看護 西井 | 三重県松阪市曾原町 811-1 | 医療法人西井医院 | 令和 8 年 2 月 1 日 | 訪問看護 |
| 2470206729 | リハビリデイサービス みんなの家四日市中央 | 三重県四日市市久保田 2 丁目 8 番 1 号 糸与ビル 103 | 株式会社ケアプロフェッショナル | 令和 8 年 2 月 1 日 | 通所介護 |

三重県告示第 92 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定しました。

令和 8 年 2 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者名 | 指 定 年 月 日 | サービ スの 種 類 |
|------------|-------------------|--------------------|----------|-------------------|---------------|
| 2460390434 | 医心館 訪問看護ステーション 鈴鹿 | 三重県鈴鹿市末広東 5 番 21 号 | 株式会社アンビス | 令和 8 年 2 月 1 日 | 介護予防 訪問看護 |
| 2460790393 | 訪問看護 西井 | 三重県松阪市曾原町 811-1 | 医療法人西井医院 | 令和 8 年 2 月 1 日 | 介護予防 訪問看護 |

三重県告示第 93 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 8 年 2 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 医療機関の種別 | 医療機関の名称 | 所在地 | 標ぼうしている診療科目 | 担当しようとする医療の種類 | 指 定 年 月 日 |
|---------|-----------------|----------------------|----------------|---------------|-------------------|
| 薬局 | ひび薬局 いなべ店 | いなべ市員弁町大泉新田 55-5 | | 薬局 | 令和 8 年 1 月 1 日 |
| 薬局 | うえむら薬局 | 鳥羽市鳥羽 4 丁目 13-2 | | 薬局 | 令和 8 年 1 月 1 日 |
| 薬局 | つばめ薬局 | 津市野田字鎌切 779 番 1 | | 薬局 | 令和 8 年 2 月 1 日 |
| 病院・診療所 | みえ腎臓病・内科クリニック | 四日市市波木町 647 番地 1 | 人工透析内科、腎臓内科、内科 | 腎臓 | 令和 8 年 2 月 1 日 |
| 訪問看護 | 訪問看護ステーションむぎわら家 | 四日市市松寺 1 丁目 5 番 29 号 | | 訪問看護 | 令和 8 年 2 月 1 日 |

三重県告示第 94 号

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 8 年 2 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

農林水産部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 249 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(4)の表第 10 号の項（C）の欄から（E）の欄までを次のように改める。

| | | |
|--|----|---|
| 次に掲げる経費 | | |
| 1 補助対象者が国際水準の有機農業に転換する農業者を支援するために要する経費 | 定額 | 市町又は県若しくは市町若しくはその両方を構成員とし、別に定める規約等を定めている協議会 |
| 2 補助対象者が農業者の取組内容の確認事務等に要する経費 | 定額 | |

別表 1(4)の表に次のように加える。

| | | | | | |
|----|---------------------------|--|---|-----------------------|-----------------|
| 11 | 物価高騰対応国内資源由来肥料転換モデル事業費補助金 | 国内資源由来肥料の活用技術確立やその技術の普及拡大に必要な機械の導入を支援することで、化学肥料からの転換及び施肥コスト低減につながるモデル体系を確立し、その普及拡大を図る。 | 次に掲げる経費 1 化学肥料からの転換及び施肥コスト低減につながる栽培体系の実証に要する経費 2 国内資源由来肥料や緑肥の利用拡大等に必要機械の導入に要す | 定額 事業費の 1/2 以内 | 農業者、農業者が組織する団体等 |
|----|---------------------------|--|---|-----------------------|-----------------|

| | | | | | |
|--|--|--|-----|--|--|
| | | | る経費 | | |
|--|--|--|-----|--|--|

別表 1(15)の表に次のように加える。

| | | | | | |
|----|------------------------|---|----------------------------------|--------|-------------------|
| 12 | 配合飼料価格高騰対策緊急支援事業費助成金 | 配合飼料価格の高騰により、経営が逼迫している魚類養殖業者を支援することで、魚類養殖業者の経営の安定化を図る。 | 国から支払われる配合飼料の補てん金に係る積立金に相当する額の経費 | 別に定める。 | 別に定める県内魚類養殖業者 |
| 13 | 水産業エネルギー価格高騰対策支援事業費支援金 | 電力料金高騰等の影響を受けた漁業協同組合が行う製氷冷凍事業等に係る電力料金の一部を支援することで、漁業協同組合の負担を軽減し、漁業経営の安定化を図る。 | 製氷冷凍事業等における国の支援が得られない期間の電力料金の一部 | 別に定める。 | 別に定める県内沿海地区漁業協同組合 |

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の農林水産部関係補助金等交付要綱の規定は、令和7年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 95 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 2 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
日永カヨーショッピングセンター
四日市市日永四丁目 2 番 41 号

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 代表者の氏名 |
|----------|--------------------|--------|
| 株式会社日永華陽 | 四日市市日永四丁目 2 番 41 号 | 高倉 衛 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 代表者の氏名 |
|-----------|--------------------|--------|
| 株式会社日永華陽 | 四日市市日永四丁目 2 番 41 号 | 高倉 衛 |
| 株式会社ワークマン | 群馬県伊勢崎市柴町 1732 番地 | 小濱 英之 |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 代表者の氏名 |
|--------------------|---------------------|--------|
| 株式会社日永華陽 | 四日市市日永四丁目 2-41 | 高倉 衛 |
| スーパーサンシ株式会社 | 四日市市河原田町 1301 | 植杉 好英 |
| イオンリテール株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1 | 岡崎 双一 |
| 株式会社ストライブインターナショナル | 岡山県岡山市北区幸町 2-8 | 石川 康晴 |
| 株式会社ワールド | 兵庫県神戸市中央区港島中町 6-8-1 | 上山 健二 |
| 株式会社コックス | 東京都中央区日本橋浜町 1-2-1 | 吉竹 英典 |

| | | |
|-----------------|------------------------|-------|
| 株式会社るなばあく | 桑名市大字江場 1931 | 佐藤 栄聡 |
| 株式会社田中ふとん店 | 愛知県一宮市本町 3-9-14 | 田中 公雄 |
| 株式会社川スミ | 桑名市大字大仲新田字新井水下 67-3 | 川澄 幸司 |
| 株式会社ぶりず夢 | 愛知県春日井市東野町 5-1-5 | 森下 恵治 |
| 株式会社クローバー | 愛知県名古屋北区清水 1-704 | 伊藤 公一 |
| 服部 俊昭 | 四日市市広永町 631 | — |
| フジパンストアー株式会社 | 愛知県名古屋瑞穂区松園町 1-50 | 廣村 昌弘 |
| 株式会社米乃家 | 愛知県名古屋千種区内山 2-16-20 | 村瀬 昇平 |
| 株式会社加藤清芳園 | 鈴鹿市上田町 16 | 加藤 公昭 |
| 株式会社菓子問屋カナモリ | 岐阜県安八郡輪之内町中郷字上切戸 63 | 金森 弘 |
| 三昌物産株式会社 | 四日市市大字塩浜 180 | 渡辺 大雄 |
| 有限会社成美堂 | 四日市市諏訪栄町 21-5 | 松井 宏 |
| 株式会社マックハウス | 東京都杉並区梅里 1-7-7 | 白土 孝 |
| 株式会社ファッションヤマグチ | 愛知県一宮市せんい 1-9-3 | 山口 浩一 |
| 株式会社ヨシユキ眞田屋呉服店 | 四日市市泊町 5-14 | 眞田 育彦 |
| トーベル株式会社 | 大阪府大阪市西区北堀江 1-18-1 | 杉本 重道 |
| 株式会社美しま | 津市一志町高野 160-133 | 鮎田 基成 |
| 株式会社ハニーズ | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1 | 江尻 義久 |
| 株式会社ジーフット | 東京都中央区新川 1-23-5 | 堀江 泰文 |
| 株式会社セリア | 岐阜県大垣市外渕 2-38 | 河合 映治 |
| 株式会社未来屋書店 | 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-6 | 羽牟 秀幸 |
| 株式会社メガスポーツ | 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1 | 神谷 和秀 |
| 株式会社おゝみ | 福島県いわき市小名浜中町境 2-22 | 北川 喜一 |
| 株式会社 Y A D A | 四日市市沖の島町 4-20 | 矢田 武賜 |
| サンエーフードサービス株式会社 | 四日市市ときわ 1-2-15 | 森 信夫 |
| 菅原 孝 | 愛知県愛知郡東郷町大字春木字白土 1-199 | — |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 代表者の氏名 |
|--------------------|---------------------|--------|
| 株式会社日永華陽 | 四日市市日永四丁目 2-41 | 高倉 衛 |
| スーパーサンシ株式会社 | 四日市市河原田町 1301 | 牧村 七三路 |
| イオンリテール株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1 | 岡崎 双一 |
| 株式会社ストライプインターナショナル | 岡山県岡山市北区幸町 2-8 | 川部 将士 |
| 株式会社アルカスインターナショナル | 兵庫県神戸市中央区港島中町 6-8-1 | 内山 誠一 |
| 株式会社川スミ | 桑名市大字大仲新田字新井水下 67-3 | 川澄 幸司 |
| 株式会社クローバー | 愛知県名古屋北区清水 1-704 | 伊藤 公一 |
| 服部 憲嗣 | 四日市市広永町 631 | — |
| 株式会社米乃家 | 愛知県名古屋千種区内山 2-16-20 | 村瀬 昇平 |
| 三昌物産株式会社 | 四日市市大字塩浜 180 | 渡辺 大雄 |
| 有限会社成美堂 | 四日市市諏訪栄町 21-5 | 松井 宏 |
| ジーエット株式会社 | 東京都杉並区梅里 1-7-7 | 坂下 和志 |
| 株式会社ファッションヤマグチ | 愛知県一宮市せんい 1-9-3 | 山口 浩一 |
| 株式会社ヨシユキ眞田屋呉服店 | 四日市市泊町 5-14 | 眞田 育彦 |
| トーベル株式会社 | 大阪府大阪市西区北堀江 1-18-1 | 杉本 重道 |
| 株式会社ジーフット | 東京都中央区新川 1-23-5 | 木下 尚久 |
| 株式会社セリア | 岐阜県大垣市外渕 2-38 | 河合 映治 |

| | | |
|--------------------------|------------------------|-------|
| 株式会社未来屋書店 | 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-6 | 羽牟 秀幸 |
| 株式会社竹屋 | 四日市市桜町 963-1 | 竹尾 純一 |
| 菅原 孝 | 愛知県愛知郡東郷町大字春木字白土 1-199 | — |
| 株式会社 i . i c o m p a n y | 愛知県稲沢市西島 1-168-2 | 石原 一郎 |
| 株式会社花きぬ | 岐阜県海津市海津町高須町 722-1 | 片桐 拓也 |
| 株式会社ライフスタイルイノベーション | 東京都港区北青山 3-5-10 | 木津 英之 |
| サンレジャン株式会社 | 愛知県蒲郡市八百富町 1-57 | 榊原 治高 |
| 株式会社ネクサスエンタープライズ | 大阪府大阪市中央区千日前 1-4-8 | 原本 一正 |
| 株式会社ポーラ | 東京都品川区西五反田 2-2-3 | 小林 琢磨 |
| 株式会社NH C | 愛知県名古屋市中村区名駅 2-35-22 | 鈴木 貞男 |
| 株式会社ワークマン | 群馬県伊勢崎市柴町 1732 | 小濱 英之 |

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数及び位置

(変更前)

| 駐車場 | 収容台数 | 位置 |
|----------|---------|-------|
| 平面駐車場①～⑨ | 578 台 | 縦覧による |
| 3 階駐車場⑩ | 268 台 | 縦覧による |
| 屋上駐車場⑪ | 392 台 | 縦覧による |
| 合 計 | 1,238 台 | |

(変更後)

| 駐車場 | 収容台数 | 位置 |
|----------|---------|-------|
| 平面駐車場①～⑨ | 570 台 | 縦覧による |
| 3 階駐車場⑩ | 270 台 | 縦覧による |
| 屋上駐車場⑪ | 398 台 | 縦覧による |
| 合 計 | 1,238 台 | |

イ 荷さばき施設の面積及び位置

(変更前)

| 荷さばき施設 | 面積 | 位置 |
|---------|-----------------------|-------|
| 荷さばき施設A | 111.8 m ² | 縦覧による |
| 荷さばき施設B | 47.16 m ² | 縦覧による |
| 荷さばき施設C | 144.0 m ² | 縦覧による |
| 荷さばき施設D | 111.0 m ² | 縦覧による |
| 合 計 | 413.96 m ² | |

(変更後)

| 荷さばき施設 | 面積 | 位置 |
|---------|-----------------------|-------|
| 荷さばき施設A | 111.8 m ² | 縦覧による |
| 荷さばき施設B | 47.16 m ² | 縦覧による |
| 荷さばき施設C | 144.0 m ² | 縦覧による |
| 荷さばき施設D | 111.0 m ² | 縦覧による |
| 荷さばき施設E | 27.0 m ² | 縦覧による |
| 合 計 | 440.96 m ² | |

ウ 廃棄物保管施設の容量及び位置

(変更前)

| 廃棄物保管施設 | 容量 | 位置 |
|----------|----------------------|-------|
| 廃棄物保管施設① | 47.87 m ³ | 縦覧による |

| | | |
|----------|-----------------------|-------|
| 廃棄物保管施設② | 220.80 m ³ | 縦覧による |
| 廃棄物保管施設③ | 17.76 m ³ | 縦覧による |
| 廃棄物保管施設④ | 126.00 m ³ | 縦覧による |
| 廃棄物保管施設⑤ | 26.25 m ³ | 縦覧による |
| 合 計 | 438.68 m ³ | |

(変更後)

| 廃棄物保管施設 | 容 量 | 位 置 |
|----------|-----------------------|-------|
| 廃棄物保管施設① | 47.87 m ³ | 縦覧による |
| 廃棄物保管施設② | 220.80 m ³ | 縦覧による |
| 廃棄物保管施設③ | 17.76 m ³ | 縦覧による |
| 廃棄物保管施設④ | 126.00 m ³ | 縦覧による |
| 廃棄物保管施設⑤ | 26.25 m ³ | 縦覧による |
| 廃棄物保管施設⑥ | 2.43 m ³ | 縦覧による |
| 合 計 | 441.11 m ³ | |

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 氏名又は名称 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|-------------|-----------------------------|---------|
| イオンリテール株式会社 | 午前 7 時 | 午後 11 時 |
| 他 31 者 | 午前 9 時 (年間 20 日間は午前 7 時) | 午後 11 時 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|-------------|-----------------------------|---------|
| イオンリテール株式会社 | 午前 7 時 | 午後 11 時 |
| 他 26 者 | 午前 9 時 (年間 20 日間は午前 7 時) | 午後 11 時 |
| 株式会社ワークマン | 午前 10 時 | 午後 8 時 |

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

| 駐車場 | 出入口の数 | 位 置 |
|-------------------------|-------|-------|
| 平面駐車場 3階駐車場 屋上駐車場 | 25 か所 | 縦覧による |
| 合 計 | 25 か所 | |

(変更後)

| 駐車場 | 出入口の数 | 位 置 |
|-------------------------|-------|-------|
| 平面駐車場 3階駐車場 屋上駐車場 | 24 か所 | 縦覧による |
| 合 計 | 24 か所 | |

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

| 荷さばき施設 | 荷さばき可能時間帯 |
|----------|-------------------|
| 荷さばき施設 A | 午前 6 時から午後 9 時まで |
| 荷さばき施設 B | |
| 荷さばき施設 C | 午前 5 時から午後 10 時まで |
| 荷さばき施設 D | |

(変更後)

| 荷さばき施設 | 荷さばき可能時間帯 |
|---------|-------------------|
| 荷さばき施設A | 午前 6 時から午後 9 時まで |
| 荷さばき施設B | |
| 荷さばき施設C | 午前 5 時から午後 10 時まで |
| 荷さばき施設D | |
| 荷さばき施設E | 午前 6 時から午後 10 時まで |

- 3 変更年月日
令和 8 年 9 月 22 日
- 4 変更理由
設置者、小売業者、施設の配置及び運営方法の変更のため
- 5 届出の日
令和 8 年 1 月 21 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 8 年 2 月 17 日から同年 6 月 17 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 96 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 2 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
MEGA ドン・キホーテ四日市店
四日市市西日野町字八幡 1608 番地 1 ほか 23 筆
- 2 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

| 氏名又は名称 | 住 所 | 代表者の氏名 |
|-------------|--------------------------------|--------|
| 株式会社ドン・キホーテ | 東京都目黒区青葉台二丁目 19 番 10 号 | 吉田 直樹 |
| 株式会社大創産業 | 広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号 | 矢野 靖二 |
| 有限会社ワンラブ | 愛知県名古屋市中区徳川町 1402 ワンラブ徳川ビル 1 階 | 野田 矩生 |

（変更後）

| 氏名又は名称 | 住 所 | 代表者の氏名 |
|-------------|--------------------------------|--------|
| 株式会社ドン・キホーテ | 東京都目黒区青葉台二丁目 19 番 10 号 | 鈴木 康介 |
| 株式会社大創産業 | 広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号 | 矢野 靖二 |
| 有限会社ワンラブ | 愛知県名古屋市中区徳川町 1402 ワンラブ徳川ビル 1 階 | 野田 矩生 |
| 中島 大輔 | 四日市市日永西 5-14-4-5 | — |

- 3 変更年月日

令和 7 年 9 月 27 日

- 4 変更理由
小売業者の代表者変更及び入店のため
- 5 届出の日
令和 8 年 1 月 16 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 8 年 2 月 17 日から同年 6 月 17 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 97 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 2 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドン・キホーテ伊勢店
伊勢市中須町 627-3
- 2 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

| 氏名又は名称 | 住 所 | 代表者の氏名 |
|-------------|------------------------|--------|
| 株式会社ドン・キホーテ | 東京都目黒区青葉台二丁目 19 番 10 号 | 吉田 直樹 |

（変更後）

| 氏名又は名称 | 住 所 | 代表者の氏名 |
|-------------|------------------------|--------|
| 株式会社ドン・キホーテ | 東京都目黒区青葉台二丁目 19 番 10 号 | 鈴木 康介 |

- 3 変更年月日
令和 7 年 9 月 26 日
- 4 変更理由
小売業の代表者変更のため
- 5 届出の日
令和 8 年 1 月 16 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 8 年 2 月 17 日から同年 6 月 17 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 98 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に

より次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 2 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ菰野店

三重郡菰野町大字竹成字高原 3998 番地 7 ほか 30 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 代表者の氏名 |
|-----------|-------------------------|--------|
| ユニー株式会社 | 愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地 | 榊原 健 |
| 株式会社不二家神戸 | 兵庫県神戸市西区高塚台 5 丁目 4 番地 1 | 高田 裕幸 |
| 株式会社川スミ | 桑名市大字大仲新田字新井水下 67 番地 3 | 川澄 幸司 |
| 株式会社セリア | 岐阜県大垣市外渕 2 丁目 38 番地 | 河合 映治 |
| 株式会社アマノ園芸 | 四日市市八田 1 丁目 3 番 15 号 | 松永 典夫 |
| 株式会社三光食品 | 愛知県岡崎市大和町字塗御堂 22 番地 1 | 犬塚 光知 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 代表者の氏名 |
|-----------|------------------------|--------|
| ユニー株式会社 | 愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地 | 榊原 健 |
| 株式会社不二家 | 東京都文京区大塚 2 丁目 15 番 6 | 河村 宣行 |
| 株式会社川スミ | 桑名市大字大仲新田字新井水下 67 番地 3 | 川澄 幸司 |
| 株式会社セリア | 岐阜県大垣市外渕 2 丁目 38 番地 | 河合 映治 |
| 株式会社アマノ園芸 | 四日市市八田 1 丁目 3 番 15 号 | 松永 典夫 |
| 株式会社三光食品 | 愛知県岡崎市大和町字塗御堂 22 番地 1 | 犬塚 光知 |

3 変更年月日

令和 7 年 6 月 1 日

4 変更理由

小売業の入退店のため

5 届出の日

令和 8 年 1 月 20 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 8 年 2 月 17 日から同年 6 月 17 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 99 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 8 年 2 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 施行者の名称

津市

2 都市計画事業の種類及び名称

津都市計画道路事業

3・4・21号 雲出野田線

3・4・74号 半田久居線

3 事業施行期間

令和2年6月16日から令和10年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第3項の規定により次のとおり同条第1項第3号の施設の指定を取り消した旨、関係選挙管理委員会から報告がありました。

令和8年2月17日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

1 取消

| 選挙管理委員会名 | 施設名 | 所在地 | 取消年月日 |
|------------|-----------------|----------------|----------|
| 伊勢市選挙管理委員会 | 柏町民会館 | 伊勢市柏町528番地 | 令和8年2月1日 |
| 伊勢市選挙管理委員会 | 植山町民会館 | 伊勢市植山町486番地 | 令和8年2月1日 |
| 伊勢市選挙管理委員会 | 伊勢市二見健康管理増進センター | 伊勢市二見町松下526番地3 | 令和8年2月1日 |
| 伊勢市選挙管理委員会 | 西コミュニティセンター | 伊勢市二見町西866番地 | 令和8年2月1日 |

三重県選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和8年2月17日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示
公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設(平成13年三重県選挙管理委員会告示第64号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | |
|-------|-----|-----|------------|---------------|--------------------|
| 市町村名 | 施設 | 所在地 | 市町村名 | 施設 | 所在地 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | <u>伊勢市</u> | <u>柏町民会館</u> | <u>伊勢市柏町528番地</u> |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | <u>伊勢市</u> | <u>植山町民会館</u> | <u>伊勢市植山町486番地</u> |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | <u>伊勢市</u> | <u>伊勢市二見健</u> | <u>伊勢市二見町松下</u> |

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-------------|----------------|
| (略) | (略) | (略) | (略) | 康管理増進センター | 526 番地 3 |
| (略) | (略) | (略) | 伊勢市 | 西コミュニティセンター | 伊勢市二見町西 866 番地 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 67 条第 2 項の規定により、平谷・前村土地改良区（多気郡多気町平谷 677 番地 2）の解散を令和 8 年 2 月 6 日認可しました。

令和 8 年 2 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和 8 年 2 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（三次元点群測量）
- 2 作業期間
令和 8 年 2 月 3 日から同年 5 月 22 日まで
- 3 作業地域
松阪市川井町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 8 年 1 月 30 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所長から通知がありました。

令和 8 年 2 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（空中写真測量、車載写真レーザ測量及び数値地形図データ作成）
- 2 作業地域
度会郡大紀町大内山、北牟婁郡紀北町東長島、同町長島、同町海野、同町道瀬、同町三浦、同町馬瀬、同町上里、同町中里、同町古里、同町船津、同町相賀、同町便ノ山、尾鷲市南浦、同市座ノ下町、同市坂場町、同市坂場西町、同市中井浦、同市古戸町、同市上野町、同市矢浜二丁目、同市矢浜四丁目、同市賀田町及び熊野市飛鳥町大又

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 8 年 1 月 29 日に終了した旨、三重県伊勢農林水産事務所長から通知がありました。

令和 8 年 2 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（UAVレーザ測量）
- 2 作業地域
伊勢市磯町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 12 月 10 日に終了した旨、四日市市長から通知がありました。

令和 8 年 2 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量）
- 2 作業地域
四日市市三重六丁目、同市生桑町及び同市前田町

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県伊勢建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 8 年 2 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 指 定 年 月 日 | 申 請 者 | | 道路の位置 | 道路幅員及び延長 | | |
|-------------------|----------------------|----------------|-------------------|------------|------------|------------|
| | 氏 名 | 住 所 | | 道 路 番 号 | 幅 員 (m) | 延 長 (m) |
| 令和 8 年 2 月 3 日 | 株式会社森組 代表取締役 森 庄平 | 三重県伊勢市円座町 1005 | 伊勢市小俣町元町 98-12 | A | 6.0 | 39.5 |

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県志摩建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 8 年 2 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 指 定 年 月 日 | 申 請 者 | | 道路の位置 | 道路幅員及び延長 | | |
|-------------------|-------|-----------------------|------------------------|------------|------------|------------|
| | 氏 名 | 住 所 | | 道 路 番 号 | 幅 員 (m) | 延 長 (m) |
| 令和 8 年 2 月 3 日 | 東山 一雄 | 三重県志摩市阿児町鶴方 2463-2 | 志摩市阿児町鶴方字 野田 2450-2 | A | 5.5 | 34.9 |

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>